

令和7年度弁護士となる資格付与のための指定研修
実施要領

日本弁護士連合会（以下「日弁連」といいます。）は、弁護士法、弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則及び法務大臣の指定により、下記の要領で弁護士となる資格付与のための指定研修を実施します。

記

1 対象者

法務大臣より「受けるべき研修の通知」を受けた方

2 期 間

令和7年8月12日（火）から9月27日（土）までの以下の日程とします。

- ・集合研修Ⅰ 令和7年8月12日（火）、13日（水）
- ・集合研修Ⅱ 同年8月18日（月）～8月21日（木）
- ・実務研修 同年8月25日（月）～9月19日（金）（土日祝日を除く。）
- ・集合研修Ⅲ 同年9月22日（月）～9月27日（土）（23日（祝）を除く。）

※研修生は、全ての研修を受講する必要があります。なお、病気などやむを得ない事情がある場合には、所定の申請書により、事前に日弁連総合研修センター長の承認を得て欠席が認められることがあります（緊急かつやむを得ない場合（急病等の場合）も、事後に承認を得る必要があります。）。なお、自己の業務に関わる会議、学会、授業、講演会などは、「やむを得ない事情」と認められません。

3 内 容

集合研修（講義・起案・講評など）及び実務研修（法律事務所での研修）を実施します。

※詳細は別紙カリキュラム表を御参照ください。

4 場 所

集合研修は、東京の弁護士会館において、実務研修は、東京又は大阪の法律事務所にて実施します。

※研修受講申請時に東京又は大阪の実務研修地を選択していただきます。

※実務研修を実施する法律事務所は8月12日の研修初日に通知します。

5 研修費用等

研修受講料 : 209,500円（税込）

書籍代（日弁連発行分） : 9,424円（税込）

※研修受講料209,500円のほか、研修に必要な書籍を購入していただきます。

書籍の内訳は別紙「研修に必要な書籍」を御参照ください。

※申請書類受付後、受付通知書を配達証明付郵便で送付します。

※受付通知書到達後7日以内に、研修受講料及び日弁連発行書籍代金の合計額（218,924円）を指定銀行口座にお振込みください（振込先は受付通知書に記載します。）。お振込を確認次第、日弁連発行書籍をお送りいたします。その他の必要書籍は、各自でお求め願います。

※研修期間中の交通費、食事代等の諸費用は各自の負担となります。

※研修費用は、弁護士となる資格取得の如何にかかわらず、また、研修を途中で中断した場合においても返還いたしませんので御了承ください。

6 研修の申請

(1) 申請期限 令和7年6月20日（金）【必着】

(2) 申請方法 受講申請書、経歴書及び誓約書を末尾記載の担当課宛てに書留で郵送してください。

※研修生は、本研修を受講するにあたり、研修を誠実に履修する義務と、研修で知り得た秘密を他に漏らしてはならない守秘義務をそれぞれ負うこととなります。研修生にはその旨の誓約書を提出し、誓約事項を遵守していただくことが受講の要件となります。

担当課 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館15階
日本弁護士連合会業務部業務第三課（紺谷）
電 話 03-3580-9832（直） F A X 03-3580-9888
E-mail kontaniy@nichibenren.or.jp